

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員、社会等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目指し、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。また、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則に対し、「コーポレートガバナンスの基本指針」を制定し、当社におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な事項を定めることにより、経営の客観性と透明性をより確保するとともに、意思決定および業務遂行の迅速化に努めることとしております。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する方針を定めた「コーポレートガバナンスの基本指針」は、以下の当社ホームページに掲載しております。

(<http://www.shinnaigai-tex.co.jp>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しております。

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳】

当社の株主構成における海外投資家の持株比率が低いため、現状では議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳は行っておりません。今後、海外投資家の持株比率の推移を踏まえ必要に応じて議決権行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳の検討を進めてまいります。

【補充原則1-2-5 株主総会における権利行使】

実質株主の要望を踏まえた上で、信託銀行等と協議を重ねつつ、今後の検討としてまいります。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、資本政策に関する基本的な方針は定めておりませんが、資本効率の最適化を目指しており、また、株主還元につきましても重要な課題であるとし、業績を勘案した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は主要株主である親会社との間で、原材料の購入および不動産の賃借を行っております。

原材料の購入につきましては、市場の実勢価格を勘案し受注先および価格を決定しており、また不動産の賃借料につきましては、近隣の取引事例を参考に決定しております。

【補充原則3-1-2 株主における海外投資家の比率を踏まえた英語での情報の開示・提出】

当社は現在、株主構成における海外投資家の比率が低いため、現状では英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、海外投資家の持株比率の推移を踏まえ必要に応じて英語での情報の開示・提供を検討してまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬体系】

当社では、取締役および執行役員の報酬については、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会である「人事委員会」の取締役会への答申を経たうえで決定しております。

報酬体系につきましては、「コーポレートガバナンスの基本指針」第27条に記載の役員報酬の構成要素が適正と判断しており、自社株報酬を構成要素としておりません。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、2018年度より2名の独立社外取締役体制をとってまいりましたが、2020年6月に独立社外取締役1名が退任となったため、独立性などを勘案し候補者を選定してまいりました。しかしながら、適任者が見つからず選任までは至りませんでした。今後も、独立社外取締役の複数化にむけて引き続き候補者の選定を続けてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しております。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引上の関係強化、情報収集を目的として純投資目的以外の株式を政策保有株式として保有いたします。

個別の政策保有株式について、保有目的が適切であるか、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有の合理性について取締役会で毎年度確認いたします。継続して保有することが適切でないと判断した株式は、売却を進めるなど縮減に努めます。

政策保有株式は、長期的な視点で投資先企業との共存共栄をめざし保有する目的であり、議決権もそれらの目的および合理性を勘案して個別に行使いたします。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第9条をご参照下さい。]

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社が役員との間で法令の定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会による承認を得ることといたします。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示いたします。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第10条をご参照下さい。]

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金の制度を設けておりませんので、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する場面はございません。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 会社の経営理念・経営計画等

当社は「優れた技術や得意な企画・提案力を持つメーカーであり、衣料を中心に生活文化のパートナーとして、地球環境や健康、全ての関係者を大切に、利益成長を以て社会に貢献します。」を経営理念としております。

当社のホームページで、新中期経営計画を開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

目的・基本的な考え方については、当社コーポレートガバナンスの基本指針に記載のとおりです。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第1条・第2条をご参照下さい。]

(3) 取締役会が経営陣の報酬を決定するに当たって方針・手続

当社の役員報酬制度は、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度により変動する業績報酬で構成され、報酬額の水準については、同業または同規模の他企業と比較のうえ、当社の業績に見合った水準を設定しております。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第27条をご参照下さい。]

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手順

当社コーポレートガバナンスの基本指針に記載し開示しております指針に則り、取締役・監査役候補者を指名しております。

取締役および執行役員の選解任・指名に当たっては、経営の透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を主要な構成員とする人事委員会を設置しております。人事委員会の答申を経て、候補者を取締役会へ推薦することとしております。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第16条・第17条・第22条・第25条・第26条をご参照下さい。]

(5) 取締役会が経営陣選解任と取締役・監査役候補者指名を行う際の選解任・指名についての説明

取締役会は、当社コーポレートガバナンスの基本指針に則り、経営陣幹部および取締役・監査役候補者の個々の内容を検討したうえで、選解任・指名を決議しております。

取締役および執行役員の選解任・指名につきましては、人事委員会からの推薦理由・解任理由等を検討したうえで、決議しております。

また、取締役・監査役候補者の選解任理由につきましては、株主総会招集通知に記載いたします。

[補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務]

当社では、取締役会は当社の持続的成長と長期的な企業価値の向上に資するため、経営理念、経営方針、経営計画等の企業戦略の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。

また、業務執行の透明性・迅速性を確保するため、執行役員制度を設け、業務執行の責任を負って業務を推進し、取締役会に対しその業務執行の進捗状況を報告いたします。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第12条をご参照下さい。]

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質]

当社では、社外取締役の独立性判断基準は次に該当しないこととし、当社コーポレートガバナンスの基本指針に開示しております。

(1) 当社が出資または持ち分等を保有する法人または組合の役員、従業員

(2) 主要な取引先の役員、従業員

(3) 当社からの役員報酬以外に当社および当社グループ各社から多額の金銭を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

(4) 主要な株主またはその株主が法人である場合の役員、従業員

(5) 就任前3年以内に(1)ないし(4)に該当した者

(6) (1)ないし(5)に該当する者の二親等以内の近親者

(7) 二親等以内の近親者が当社および当社の子会社の従業員である者

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第18条をご参照下さい。]

[補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力バランス・多様性の考え方]

当社では、取締役会は社内取締役候補者について、強い倫理観を有し、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を、社外役員の意見を聞き指名します。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第16条をご参照下さい。]

[補修原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況]

当社は、社外取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役として善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとします。また、重要な兼任の状況について毎年開示いたします。

監査役が当社以外の役員等を兼任する場合、監査役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとします。また、重要な兼任の状況について毎年開示いたします。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第19条・第24条をご参照下さい。]

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

当社では、取締役会は意思決定の有効性・実効性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行っています。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第15条をご参照下さい。]

また、分析・評価の結果、当社の取締役会は適切に機能しており、その実効性は確保されていると判断しております。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング]

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援等を行います。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第28条をご参照下さい。]

[原則5－1 株主との対話]

当社のIR活動は、投資機関および一般個人投資家については業務部が窓口となり、ウェブサイト等を通じて、財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家との対話を充実していきます。

[※当社コーポレートガバナンスの基本指針 第8条をご参照下さい。]

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
シキボウ株式会社	1,020,061	52.16
中山 啓二	100,700	5.15
MSIP CLIENT SECURITIES	29,200	1.49
田角 登司雄	27,000	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	25,700	1.31
JPモルガン証券株式会社	20,000	1.02
福井 眞吾	16,300	0.83
田中 義信	15,900	0.81
新内外綿従業員持株会	13,722	0.70
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,000	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	シキボウ株式会社(上場:東京)(コード) 3109

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社との取引は、仕入価格その他の取引条件については、市場価格を勘案して一般取引と同様に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田淵 義文	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田淵 義文	○	独立役員	他社の取締役などの要職を歴任される中で培った豊富な経験や幅広い知識を当社の経営体制に活かしていただくために選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利害相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	2	0	1	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	2	0	1	1	0	0	社内取締役

補足説明

2018年7月19日開催の取締役会の決議により、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、代表取締役社長執行役員、社外取締役および代表取締役社長執行役員が指名した者で構成される「人事委員会」を設置いたしました。

当該委員会は、取締役会の諮問委員会として次の事項の委員会案を審議し、取締役会に答申いたします。

- (1) 取締役および執行役員の選任および解任に関する事項
- (2) 取締役および執行役員の報酬等の処遇に関する事項
- (3) 取締役および執行役員の教育訓練に関する事項

当社は、2018年度より2名の独立社外取締役体制をとってまいりましたが、2020年6月に独立社外取締役1名が退任となったため、人事委員会の独立性を担保するにあたり、当面は社外監査役を人事委員会の構成メンバーとし、今後も独立社外取締役の複数化に向け、引き続き候補者の選定を続けてまいります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、定期的に会計監査人と会合を持つこととし、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、適宜報告を求めることとしております。

また、内部監査部門から、内部統制システムの法令等遵守体制等の整備・運用状況について定期的に報告を受けることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中山 宣幸	弁護士													
辻本 誠	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山 宣幸	○	弁護士。独立役員。	弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に活かしていただくために選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
辻本 誠	○	公認会計士。独立役員。	公認会計士として培われた高度な専門知識を当社の監査体制に活かしていただくために選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

現在報酬の一部につき、業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬 39百万円
監査役に支払った報酬 17百万円
計 56百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

取締役及び監査役の報酬等

・役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬は、業績に連動しない「基本報酬」と、経常利益をその指標とする係数テーブルによる「業績報酬」の2項目により構成されており、その報酬額については当社の業績に見合った水準を設定し、人事委員会での審議の上、取締役会に諮問し、取締役会で決議・最終承認されています。

また、報酬体系は上記2項目の報酬は業務執行取締役・執行役員のみとし、業務を執行していない社外取締役・監査役（社外を含む）は、業績連動の報酬は相応しくないとして「基本報酬」のみとしています。

・基本報酬

・業績報酬・・・経常利益額による係数テーブル制

業績連動報酬に関しましては、中期経営計画として「持続可能な成長」・「構造的利益体質への追及」を策定し、経常利益の年度ごとの達成状況にて評価しています。

当該指標を評価の基準としている理由は、中期経営計画にも掲げているとおり、企業価値の持続的な向上が重要であり、その収益力の指針として経常利益が最適な目標であると認識しているからです。

取締役および監査役の個人別の報酬等の額・算定方法の決定と内容にかかる方針の内容は次のとおりです。

a. 報酬の基本方針

当社の役員報酬は、企業価値の持続的な向上を目指すインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役報酬に関しては、各々の職責に見合った適正な水準とすることを基本とする。また、業務執行取締役の報酬は業績に連動しない「基本報酬」と、経常利益をその指標とする係数テーブルによる「業績連動報酬」の2項目により構成する。但し、社外取締役・監査役（社外を含む）は、別途定めることとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その役位、職責等に応じて同業他社水準、当社業績、従業員の給与水準等を考慮し総合的に勘案するものとする。

c. 業績連動報酬の額の決定に関する方針

当社の業績連動報酬は、業績向上への意識を高めることを目的とし、経常利益をその指標とした係数テーブルにより算出された額を支給するものとする。

d. 上記のほか報酬の客観性・透明性の確保について

取締役・監査役の報酬等について下記に定める事項については、客観性・透明性を確保するため、当社取締役会の諮問機関である「人事委員会」にて下記項目を審議の上、取締役会で決議するものとする。

・報酬の支給総額

・金銭でない報酬等の有無、額および算定方法の決定

・固定報酬額・業績連動報酬額・非金銭報酬額の個人別報酬額の割合決定

・報酬等を与える時期または条件の決定

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、当社では、社外監査役を補佐するセクションや担当者置いておりませんが、監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じてスタッフを置くこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 毎週、全取締役執行役員・常勤監査役・全執行役員・全部長職をメンバーとして「部長会」を開催し、業務執行状況についての報告・承認等を行っています。

監査役会については原則年七回開催、取締役会についても月に一回開催し、監査・監督・業務執行状況の報告・承認等を行っています。

2. 取締役、監査役の報酬の決定につきましては、法令の定めに基づき、株主総会、取締役会又は監査役会で行っております。

3. 会計監査につきましては、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人に選任しており、会社法ならびに金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表等についての必要な監査を適宜受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役4名のうち、独立社外取締役は現在1名ですが、豊富な経験と高い見識により独立した立場から、適正な意思決定や業務執行の監督が行われると考えております。

また、監査役会におきましては、常勤監査役1名と独立社外監査役2名を含めた3名の非常勤の監査役による取締役会での積極的な質疑応答や各取締役に対する定期的な情報交換の実施により、適正な監査が行われております。

以上のことから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を取っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案を十分に検討いただけるよう、早期に株主総会招集通知を発送するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報を对外発表と同時にホームページに掲載するようにしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「新内外綿株式会社行動規範」の中で、ステークホルダーの立場の尊重を定めています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・内部統制システムの基本方針

1. 当社および当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社および当社の子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範を定め、これを周知する。また、その徹底を図るため、総務部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に当社グループの社員教育等を行う。
 - (2) 当社は、企業統治機能の強化を図るため、内部監査部門と総務部門が連携し、内部統制システムの一層の強化を図る。
 - (3) 当社は、内部通報制度を設け、違法行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定める。
 - (4) 当社グループにおける内部統制の強化を図るため、(2) で取り決めた内部統制システムおよび (3) で取り決めた内部通報制度の対象範囲を当社グループ全体とする。
 - (5) 当社グループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行い、取締役および監査役が常時閲覧可能な状態とする。
 - (2) 情報の管理については、営業秘密に関する社内規程、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
 - (3) 情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会、監査役会および部長会議により業務執行状況の把握に努める。管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。
 - (2) 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。
 - (3) 前 (1) および (2) の損失の危機の管理の対象範囲を当社グループ全体とし、必要な規程、体制を構築する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
 - (2) 当社は、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保持等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則に定め、法令および定款の定めに則った適法かつ円滑な運営を図る。
 - (3) 当社は、当社グループ子会社各社における取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則として当社グループ子会社各社において毎月1回の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定める。
 - (4) 当社は、当社グループ子会社各社の、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保持等の取扱いについて社内規程を定める。
5. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「シキボウグループ コンプライアンス・マニュアル」に基づき、当社グループの繁栄と成長を目指し、グループ会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、グループ全体の業務の適正を図る。
 - (2) 子会社の重要事項等については、当社取締役会においての承認または報告を要することとする。
 - (3) 当社と親会社および子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査部門は親会社および子会社の監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じてスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うこととする。
 - (2) 補助使用人を置いた場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。
7. 当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告することとする。
 - (2) 当社の使用人ならびに当社グループ子会社各社の取締役および使用人は、違法行為が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社または当社グループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査役に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととする。
 - (3) 当社は、(1) および (2) の報告について、シキボウグループ親会社の監査等委員会および内部通報窓口へ報告を行うこととする。
 - (4) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者および監査役または内部通報窓口へ報告を行った当社グループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知する。
 - (5) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、部長会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、当社グループの取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。
 - (6) 当社の監査役は、当社グループの取締役および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。

(7) 当社は、当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(注) 上記の基本方針は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月28日開催の当社取締役会の決議により改定がなされた後のものを記載しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「新内外綿株式会社行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することを掲げて取り組んでおります。

業務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置するとともに、東警察署管内企業防衛対策協議会などに所属し、平素より情報の収集および共有化を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 基本姿勢

当社では、証券市場の公正性と健全性に資するため、証券取引法および貴取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報、さらに投資判断に影響を与えられる情報について、迅速、正確かつ公正な情報開示活動に努めております。また、開示の要否について判断が困難なものについては、貴取引所に事前相談いたしております。

なお、当社役員および従業員に対する内部情報の管理につきましては、「内部情報管理および内部者取引防止規程」に従って、内部情報の管理徹底を図っております。

2. 社内体制の状況

(1) 決定事実

重要な決定事実については、担当取締役が取締役会に付議し承認決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。承認決定された重要事案は、事前に開示必要の有無を情報取扱責任者である業務部長を中心に部内の総務および経理セクションにより検討し、開示が必要な場合には迅速に行うよう努めております。

(2) 発生事実

重要事実が発生した場合は、担当取締役から情報取扱責任者に報告が行われます。情報取扱責任者は、代表取締役 社長執行役員に報告を行うとともに業務部を中心に開示必要の有無を検討し、開示が必要な場合には迅速に行うよう努めております。なお、当該重要事実は、後日改めて担当取締役から取締役会または臨時取締役会に報告が行われます。

(3) 決算情報

期末および四半期における決算に関する情報については、その根拠となる財務諸表等を担当取締役が取締役会に付議し承認決定を行っております。承認決定された決算情報は、情報取扱責任者の指示により速やかに開示するよう努めております。

四半期決算および業績予想の修正に関する情報については、担当取締役が取締役会に報告の上、速やかに開示するよう努めております。

なお、期末および四半期における決算短信の作成にあたっては、監査法人の監査および指導を受けており、その他の決算に係る事項についても、必要に応じて監査法人の指導を受けております。

(4) 子会社の情報

子会社に関する決定事実および発生事実については、子会社の担当取締役を経由することにより、それぞれ上記と同様の手続きにより開示に努めております。

3. 開示

決定事実および決算情報については、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。発生事実については、当該発生を認識した時点で速やかに適時開示を行います。また、公表したニュースリリースは公表と同時に当社のホームページに掲載しております。